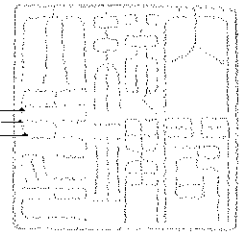




府公第 167 号一 1
平成 28 年 6 月 20 日

公文書管理委員会
委員長 宇賀 克也 殿

内閣総理大臣 安倍 晋三



諮 問 書

公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 号）第 29 条第 2 号の規定に基づき、別紙国税庁行政文書管理規則の一部改正案について、諮問します。

国税庁行政文書管理規則の一部改正について（概要）

1 改正の趣旨

平成 27 年度税制改正により、「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例」及び「贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例」が創設され、当該特例を受けた場合の行政文書の保存期間を新たに定める必要があることから、所要の改正（別表第 1 の行政文書の類型及び保存期間の追加）を行うもの。

2 改正の内容

納税猶予制度を適用することにより、納付が最大 10 年猶予されるほか、債権管理のために、債権確定後一定期間保存する必要があることから、国税庁行政文書管理規則の「別表第 1 行政文書の保存期間基準」の行政文書の類型及び保存期間に、通常の所得税申告書の保存期間（23-①）とは別に、納税猶予制度適用者に係る所得税申告書の保存期間を設定する。

3 今後のスケジュール

施行：平成 28 年 6 月 30 日

「国税庁行政文書管理規則」新旧対照表

赤字下線を付した部分が改正部分である。

改正後					改正前						
国税庁行政文書管理規則					国税庁行政文書管理規則						
第1章～附則（省略）					第1章～附則（同左）						
別表第1 行政文書の保存期間基準					別表第1 行政文書の保存期間基準						
事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（令別表の該当項）	保存期間	具体例	事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（令別表の該当項）	保存期間	具体例		
(省略)					(同左)						
その他の事項					その他の事項						
(省略)					(同左)						
23	内国税の賦課及び徴収の実施に関する事項	内国税の賦課及び徴収の実施に関する重要な経緯	①内国税の課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書（ただし、②から⑬に該当するものを除く。）	国税の更正、決定等の処理を行うことができる期間	・納税申告書 ・決議書	23	内国税の賦課及び徴収の実施に関する事項	内国税の賦課及び徴収の実施に関する重要な経緯	①内国税の課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書（ただし、②から⑬に該当するものを除く。）	国税の更正、決定等の処理を行うことができる期間	・納税申告書 ・決議書
			<u>②所得税法第137条の2第1項若しくは第137条の3第1項若しくは第2項の納税猶予適用者に関する課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書</u>	<u>国税の更正、決定等の処理を行うことができる期間又は全部確定若しくは全部取消しする日に係る特定日以後5年のいずれか長い期間</u>				<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>		

			<p>③相続税の課税標準又は税額の決定に関する重要な経緯が記録された文書(ただし、⑧に該当するものを除く。)</p>	<p>国税の更正、決定等の処理を行うことができる期間又は相続が開始する日に係る特定日以後10年のいずれか長い期間</p>																	
			<p>④贈与税の特例適用者(特別障害者に対する贈与税の非課税)に関する課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書</p>	<p>30年</p>																	
			<p>⑤贈与税の特例適用者(贈与税の配偶者控除)に関する課税標準又は税額の決定に関する重要な経緯が記録された文書</p>	<p>30年</p>																	
			<p>⑥贈与税の納税猶予適用者に関する課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書</p>	<p>国税の更正、決定等の処理を行うことができる期間又は全部確定若しくは免除する日に係る特定日以後5年のいずれか長い期間</p>																	
			<p>②相続税の課税標準又は税額の決定に関する重要な経緯が記録された文書(ただし、⑦に該当するものを除く。)</p>	<p>国税の更正、決定等の処理を行うことができる期間又は相続が開始する日に係る特定日以後10年のいずれか長い期間</p>																	
			<p>③贈与税の特例適用者(特別障害者に対する贈与税の非課税)に関する課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書</p>	<p>30年</p>																	
			<p>④贈与税の特例適用者(贈与税の配偶者控除)に関する課税標準又は税額の決定に関する重要な経緯が記録された文書</p>	<p>30年</p>																	
			<p>⑤贈与税の納税猶予適用者に関する課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書</p>	<p>国税の更正、決定等の処理を行うことができる期間又は全部確定若しくは免除する日に係る特定日以後5年のいずれか長い期間</p>																	

			⑦相続税の納税猶予適用者に関する課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書（ただし、⑧に該当するものを除く。）	国税の更正、決定等の処理を行うことができる期間又は全部確定若しくは免除する日に係る特定日以後5年のいずれか長い期間				⑥相続税の納税猶予適用者に関する課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書（ただし、⑦に該当するものを除く。）	国税の更正、決定等の処理を行うことができる期間又は全部確定若しくは免除する日に係る特定日以後5年のいずれか長い期間	
			⑧相続税の納税猶予適用者に関する課税標準又は税額の決定に関する重要な経緯が記録された文書	国税の更正、決定等の処理を行うことができる期間、相続が開始する日に係る特定日以後10年又は全部確定若しくは免除する日に係る特定日以後5年のいずれか長い期間				⑦相続税の納税猶予適用者に関する課税標準又は税額の決定に関する重要な経緯が記録された文書	国税の更正、決定等の処理を行うことができる期間、相続が開始する日に係る特定日以後10年又は全部確定若しくは免除する日に係る特定日以後5年のいずれか長い期間	
			⑨贈与税の相続時精算課税制度適用者に関する課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書	すべての特定贈与者の相続が開始する日に係る特定日以後7年				⑧贈与税の相続時精算課税制度適用者に関する課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書	すべての特定贈与者の相続が開始する日に係る特定日以後7年	
			⑩贈与税の特例適用者（直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）に関する課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録され	受贈者が30歳に達した日又は受贈者が死亡した日のいずれか早い日の属する年の贈与税				⑨贈与税の特例適用者（直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）に関する課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録され	受贈者が30歳に達した日又は受贈者が死亡した日のいずれか早い日の属する年の贈与税	

た文書	の法定申告 期限に係る 特定日以後 7年	
⑪贈与税の特例適用者(直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)に関する課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書	受贈者が50歳に達した日又は受贈者が死亡した日のいずれか早い日の属する年分の贈与税の法定申告期限に係る特定日以後7年	
⑫地価税の課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書	11年	
⑬財産税の課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書	法令廃止の日に係る特定日以後7年	
⑭国税に関する法律の規定により納税者から提出された届出書、申請書、承認に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書	承認の効力が消滅等する日に係る特定日以後7年	・届出書 ・申請書 ・承認決議書
⑮内国税の徴収に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書	7年	・滞納処分票 ・滞納処分決議書
(省略)		

別表第2 (省略)

た文書	の法定申告 期限に係る 特定日以後 7年	
⑩贈与税の特例適用者(直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税)に関する課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書	受贈者が50歳に達した日又は受贈者が死亡した日のいずれか早い年の属する年分の贈与税の法定申告期限に係る特定日以後7年	
⑪地価税の課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書	11年	
⑫財産税の課税標準又は税額の決定に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書	法令廃止の日に係る特定日以後7年	
⑬国税に関する法律の規定により納税者から提出された届出書、申請書、承認に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書	承認の効力が消滅等する日に係る特定日以後7年	・届出書 ・申請書 ・承認決議書
⑭内国税の徴収に関する決裁文書及びこれらに関する重要な経緯が記録された文書	7年	・滞納処分票 ・滞納処分決議書
(同左)		

別表第2 (同左)